

教職履修チェックシートについて

はじめに

- このチェックシートは教員免許状取得のために必要な単位の修得状況をご自身で確認し、履修計画を立てるためのものです。このシートだけでは対象科目名や科目ごとの単位数は分かりませんので、**必ず最新年度の「教職課程履修の手引き」（教育学部発行）と「科目登録の手引き」（所属学部発行）を併せて参照してください。**学校種/教科ごとにシートは分かれていますので、必ず取得希望の学校種/教科ごとにシートを使用してください。
- **2010年度以降に1年次から入学した学生が、3年次に「介護等体験実習」（中学免許希望者のみ）、4年次に「教育実習」を実施し、標準修業年限（4年間）で卒業する標準的な履修モデルを前提としています。**在学期間中に休・留学を行った場合や延長生となった場合、転部入学者、学士入学者などは必ずしも当履修モデルに当てはまりませんので注意してください。**また表示の必要単位数は法令上の最低必要単位数ではなく、当学のカリキュラム上での必要単位数を表しています。**他大学で修得した単位を含める場合等は必ず法令上の必要単位数を満たしているか確認してください。
- **転記ミスや計算ミス等に伴う不利益については大学は責任を負いません。あくまでもご自身の責任で利用してください。**
- 文学学術院事務所にて教職に関する履修相談を希望する場合は、シートを記入のうえお越しください。ただし、記入されている単位数等が正しいかどうかのチェックは行いません（教職にかかる修得単位数のチェックは事務所窓口にて「学力に関する証明書」【1通200円（在学生）】の申込が必要です）。

共通事項

- 修得単位数欄には各科目・領域・区分ごとに各年次で修得済の単位数を、今後取得予定の場合には（ ）をつけてその単位数を記入してください。最終的に右端の「合計修得（予定）単位数」が、中ほどの「必要最低単位数」以上となるように履修する必要があります。
- ①「教職に関する科目（必修）」、②「教科に関する科目」、③「教科又は教職に関する科目」および「教職に関する科目（選択）」の合計欄は各年次ごとの合計単位数を記入してください。
- 斜線（\）の科目・区分については配当年次が定められているため、当該年次には履修ができないことを表しています。
- 修得予定の単位数は鉛筆で記入しておくとう便利です。
- 科目名称は年度によって変更となる場合があります。また廃止となった科目でも、すでに単位を修得している場合は有効です。

「66条の6に定める科目」について

- 「教育実習」の前提条件として、実施前年度までに2領域以上の修得が必要です。
- 1年次に入学した方については、1年次の必修科目修得によって「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の2領域を自動的に満たします。「日本国憲法」「体育（実技）」は早めに修得するようにしてください。
- 66条の6については、【合計】単位数に含めることはできません。

「教職に関する科目（必修）」について

- 「介護等体験実習」（中学免許希望者のみ）、「教育実習」を実施するには実施前年度までに前提条件を満たす必要があります。3年次に「介護等体験実習」、4年次に「教育実習」を実施することを想定していますので、前提条件となっている

科目・領域については、それぞれ実習前年度までに履修が必要なが分かるように修得単位数欄に網掛けしています。

- 「教職実践演習」の前提条件は「教育実習演習」の単位を修得済みか履修中であることです。

「教科に関する科目」について

- 各領域ごとに「必修・選択」科目が定められています。すべての領域で「必修」として指定されている科目の単位を修得する必要があります。**科目名等の詳細は必ず最新年度の「科目登録の手引き」で確認してください。**合計単位数を満たしていても、必修科目未修得の領域が一つでもある場合、免許状を取得することはできません。
- 必要最低単位数の定めがない（「―」で表示）場合、その区分の履修は任意ですが、必要合計単位数を満たすように履修する必要があります。
- 教育実習を行う教科において実習前年度までにその教科の「教科に関する科目」を16単位以上修得する必要があります。（例：「中学社会」で実習を行う場合、「中学社会」の教科に関する科目を16単位以上修得する必要があります。「高校地歴」や「高校公民」で16単位以上を修得していても「社会」で教育実習を行うことはできません）。
- 「中学国語」の必修である「書道（書写）」の単位は「高校国語」では使用できません。中・高両方の免許取得を希望する場合、高校の取得要件を満たしたうえで、かつ「書道（書写）」の単位を修得するようにしてください。

「教科又は教職に関する科目」および「教職に関する科目（選択）」について

- 次の科目には「中学」の免許状を取得するための「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」の必修科目ですが、「高校」においては「教科又は教職に関する科目」として計算できます（高校免許のみの取得を希望する場合、履修は任意です）。

「道徳教育論」「**同一教科の教科教育法3**」「介護体験実習講義」

教科教育法3は同一教科のものに限りますが、**2018年度以前に修得**した「社会科教育法3」は「高校地歴」「高校公民」の「教科又は教職に関する科目」の単位として有効です。

必要最低単位数の定めがない（「―」で表示）場合、その区分の履修は任意ですが、必要合計単位数を満たすように履修する必要があります。

「合計」について

- ①「教職に関する科目（必修）」、②「教科に関する科目」、③「教科又は教職に関する科目」および「教職に関する科目（選択）」合計欄の単位を転記したうえで、④総合計を算出してください。必修として定められた科目の単位を含んだうえで、かつ①～④の必要最低単位数以上の修得が必要です。
- 【合計】には、66条の6の修得単位数を含めることはできません。

以上